

## 「地域産業成長プラン」の策定及び提出に際しての留意事項等

地域未来戦略では、知事等主導で策定される地域産業成長プランの支援施策等を政策パッケージとして、本年夏頃を目途に取りまとめることとしています。来月を目途に各計画において盛り込むべき目指すべき成果、具体的な指標等をご提示しますが、各都道府県等におかれましては、本留意事項等も参考としつつ、地域産業成長プランとして、「B. 地域産業クラスター計画」及び「C. 地域産業成長プラン」の2つの計画の検討をお願いします。

### 1. 「B. 地域産業クラスター計画」

#### (概要)

知事等主導で形成されるクラスターであって、力を入れる産業分野及び重点支援をすべきコネクタ一度・ハブ度\*の高い企業を特定し、複数自治体の連携促進や中堅企業支援策の適用など、政府の施策の戦略的活用をプッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すもの。

(※)コネクタ一度:企業の域外販売額/企業が所在する都道府県の域外販売額

ハブ度:企業の域内仕入額/企業が所在する都道府県の域内仕入額

#### (1) 「B. 地域産業クラスター計画」の検討について

##### ①策定主体

・都道府県（市町村が策定することも可）

※1 複数の地方公共団体（都道府県、市町村等）が共同して提案することも可能とします。

##### ②計画の単位

・実現する製品・サービスが特定できる単位を核とする産業領域

※1 なお、都道府県と当該都道府県又は隣接する都道府県に属する市町村が、同一製品に関するプロジェクトや同一の「重点支援企業」を記載する計画を提出することは想定していないため、産業特性やその広がり等を踏まえ、周辺自治体と連携するようお願いいたします。

##### ③計画や計画に記載する目標の年数

・10年後の目標を掲げるとともに、5年間の計画を策定することを基本とします。

##### ④策定後のプロセス

・都道府県にて策定し、「知事等による発表」の上、内閣官房及び経済産業省に提出ください。

・内閣官房及び経済産業省にて、要件を確認し、当該計画を内閣官房HPにて公開するとともに、当該重点支援企業群についても「重点支援企業一覧」として内閣官房HPにて公開します。

※1 なお、都道府県等においては、要件の事前確認等を内閣官房及び経済産業省に対して行うことを推奨します。

※2 都道府県にて策定した計画及び当該都道府県内の市町村が策定した計画は、都道府県にて取りまとめた上で、都道府県が内閣官房及び経済産業省へ提出することを基本とします。

・「B. 地域産業クラスター計画」を策定後、その内容については、1年以内を目途に、地域未来投資促進法に基づく基本計画に反映を行うものとします。（必要な省令、告示、ガイドライン等の改正については、今夏に実施する予定です。）

#### <提出先>

- ・ 内閣官房地域未来戦略本部事務局 地域未来戦略班 ([kihon.kousou.4f@cas.go.jp](mailto:kihon.kousou.4f@cas.go.jp)) 及び
- ・ 経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課 ([bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp](mailto:bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp))

<「地域産業成長プラン」及び「重点支援企業一覧」の公表先>  
・内閣官房・内閣府の地方創生のHPに掲載予定

### ⑤提出期間

・随時

※1 ただし、半期に一回程度の間隔でとりまとめを実施します。2026年7月15日（水）までに提出があったものについては、第1弾として取りまとめる予定です。

### ⑥提出様式

・様式1-1から1-3までに必要事項を記載の上、提出ください。

### ⑦都道府県が策定する「産業クラスター計画」の数や目安について

・都道府県として力を入れる産業領域及び重点支援すべき企業を特定する観点から、**5つ程度**を想定しています。なお、「B. 地域産業クラスター計画」には、【自治体のコミットメント】等の要件があることから、自治体による伴走支援体制の整備など、伴走できるキャパシティを踏まえ、当該要件を満たすことができる必要がある点に留意ください。

### ⑧重点支援企業の指定及び国が提供する「参考リスト」について

- ・都道府県が指定する重点支援企業は、国の支援施策での審査上の考慮（加点措置やコネクタ一度・ハブ度を踏まえた審査等）を受けることが可能です。
- ・「参考リスト」は、立地する地域への裨益の観点から、①都道府県内でコネクタ一度・ハブ度が相対的に高いこと、②従業員規模が**2,000名**以下であることを要件として、民間データベース等を参照し抽出しています。
- ・この要件を満たしていることが特定できる企業の一覧を国が「参考リスト」として提供しますので、その中から重点支援企業を特定し指定ください。
- ・なお、国が提供する「参考リスト」に記載がない企業を重点支援企業に指定したい場合にも、実態として都道府県内で相対的に高いコネクタ一度・ハブ度を有していることが確認できた企業については、重点支援企業として指定することが可能です。都道府県等から、当該要件に係る証憑を経済産業省に提出いただき、経済産業省において内容を確認します。

※「参考リスト」は3月19日（木）をめぐりに各都道府県庁のご担当者様宛てに経済産業省からメールにて送付します。その際、証憑の整理方法に関する詳しい手続きについても、あわせてご連絡します。

※市町村で独自に計画策定を行い、重点支援企業を選定する場合には、末尾の経済産業省窓口までお問い合わせください。

## (2) 「B. 地域産業クラスター計画」の概要

「B. 地域産業クラスター計画」の検討に当たっては、以下の「①記載項目」及び「②要件」を満たす必要があるため、地域産業クラスター計画の記載例【別添2】を参考に検討ください。

### ①記載項目

1. 地域産業クラスターの形成を目指す産業領域
  - (1) 該当する業種
  - (2) 特定の理由
  
2. 地域産業クラスターの形成を目指す区域
  - (1) 特にクラスター形成の核となる区域

(2) 特定の理由

3. 当該分野の現状認識と目指す姿【目標】

- (1) 現状の整理
- (2) 目指すべき目標
- (3) 設定の根拠
- (4) 効果検証

4. 勝ち筋の特定と投資の具体像、定量的なインパクト【道筋】

- (1) 基本戦略：当該産業領域における勝ち筋・〇〇県に構築すべき機能
- (2) 投資の具体像
- (3) 地域へのインパクト、目指すべき姿

5. 投資促進に向けた課題と事業環境整備の取組【政策手段】

- (1) 投資促進に向けた課題
- (2) 講じるべき政策パッケージ

(別紙) 重点的な支援を講ずる企業群

②要件

- ① **【有望度】** 実現する製品・サービスが明確で、市場ニーズを特定しているものか。実現する製品・サービスが海外輸出で外貨を稼げる又は国内で上位シェアを目指せるものか。
- ② **【実現可能性】** 地元・誘致を問わず、計画推進の核となる企業が存在しているか。国内で初めて実現する製品・サービスを対象とする場合には、有望な先進性の高い技術を実装するものか。
- ③ **【外部依存性】** 実現する製品・サービスを構成するバリューチェーン上で、必須及び付加価値の高い部品・技術・工程を当該地域又は国内で調達・提供することを目指すか。
- ④ **【費用対効果】** 計画の実現により、業種内比較及び当該地域比較において、高い付加価値創出が目指せるものか。
- ⑤ **【現地化】** 域外企業の誘致の際には、労働・技術の現地化のロードマップ及び収益の再投資方針を示し、立地する地域に裨益するものか。
- ⑥ **【域内への波及】** 域内への波及効果として、域内取引額、売上額、持続可能な労働環境の整備（雇用の創出・賃上げ等）。
- ⑦ **【自治体のコミットメント】** 重点支援企業等に対する伴走支援体制の確立（知事等が主体となり、地域金融機関等を巻き込んで、計画期間中の継続的な伴走支援を提供する仕組みを構築すること、具体的な伴走支援の内容が地域産業の中核を担う企業の創出に必要十分体制になっていること\*）。知事等としての発表。
- ⑧ **【EBPM メルクマール】** KPI の設定/ステージゲートの設定。 等

※ 策定する計画の中で、企業の経営計画の策定やAIを活用した合理化等、伴走支援体制を構築する中で実際に実施する経営支援の分野と、それに対応する人員の確保について、明記いただくことを想定しています。

### ③支援メニュー例

- 関係省庁の支援施策での審査上の考慮（加点措置やコネクタ一度・ハブを踏まえた審査等）
    - 例）・大規模成長投資補助金
    - ・各省の補助金等【施策を募集】
  - 新たな財政措置の検討
  - 交付金支援・ソフト支援対象
    - 例）・地域未来交付金での優先採択
    - ・特区制度を活用した規制・制度改革
    - ・関係省庁による支援策【別紙4参照】
- 等

#### (3) 【参考】計画策定後の支援メニューの活用プロセス（イメージ）

- 地域未来交付金（地域未来推進型）については、「B. 地域産業クラスター計画」に位置付けられるなど、特に地域未来戦略に資する事業を優先採択します。優先採択適用のため、都道府県等は、地域未来交付金の申請に当たっては、どの計画に資するのか具体的に記載の上、申請ください。
- 関係省庁の支援施策での審査上の考慮については、関係省庁は、申請企業が、国が整備する「重点支援企業一覧」に掲載されているかを確認するなどし、審査上の考慮を行います。
- 地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号））の基本計画に位置付けを行うことで、地域未来投資促進税制等の活用が可能となります。さらに、産業の成長性等一定の要件を満たす業種を3つに絞り込んで指定する場合には、更なる深掘り措置を受けることが可能とします。
- 特区制度を活用した規制・制度改革については、「戦略産業クラスター」や「地域産業クラスター」の形成や「地場産業支援」に資するもの等に関する「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案」の集中募集を実施し、地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案、また、大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に検討します。また、必要と認められる場合には、国の委託事業（地方創生特区推進事業）を活用し、提案の実現に必要な調査・実証（事例やデータの収集・分析等）を実施します。

#### (4) 【参考】計画策定に対する国の支援体制【別紙1参照】

「B. 地域産業クラスター計画」の策定を支援するため、国において、地方公共団体及び地場企業等に対する、分かりやすくきめ細かな支援体制を整備いたしますので、別紙1から別紙3までを参照ください。また、本事務連絡の記載や、計画策定に関するご相談は末尾記載の問い合わせ先までご連絡ください。

##### （地方公共団体向け支援）【別紙2参照】

- ・ 関係府省庁の地方支分部局等が連携した地方公共団体向けの体制を構築し、ワンストップの相談窓口（都道府県が地域産業成長プランを策定する際、施策や優良事例の紹介等の支援を行う各府省庁の地方支分部局等の支援窓口）の仕組みを活用し、相談事項に応じて、各府省庁の支援メニューを紹介する等、きめ細かな相談支援を行います。
- ・ また、地場産業の成長・発展に資する優良事例の紹介など、地域産業成長プランの磨き上げのため、積極的にサポートを行います。

##### （地場企業・事業主向け支援）【別紙3参照】

- ・ 企業・事業者を直接支援する可能性のある各府省庁及び各府庁所管の外部機構について、自治体が照会可能な連絡窓口の構築を行う。

<例>

- ① JETRO（日本貿易振興機構）による、企業の成長段階に応じた海外進出支援や EC サイトを通じた海外販路開拓支援、海外ビジネス人材支援などを行います。
- ② 中小企業基盤整備機構の「よろず支援拠点」を活用し、経営改革支援や経営改善支援を行うとともに、ワンストップ相談サービスやスタートアップの成長加速化支援を通して、地場企業等の経営課題に対し、効果的な支援を行います。

## 2. 「C. 地場産業成長プラン」

### (概要)

地方の伸び代である、可能性を秘めた魅力あふれる地域資源（農林水産・食品、観光、スポーツ、伝産品等）について、未だ活用されていない地域資源の発掘・新規活用や、既に活用されてきた地域資源の加工度を高める・地域外の新たな商流の開拓等さらなる深掘りを進めながら、付加価値の創出と地産外商の推進を図り、地域経済の一層の拡大を目指すもの。

### (1) 「C. 地場産業成長プラン」の検討について

#### ①策定主体

・都道府県又は市町村

※1 複数の地方公共団体（都道府県、市町村等）が共同して提案することも可能とします。

#### ②計画の単位

・実現する製品・サービスが特定できる単位を核とする産業領域

#### ③計画や計画に記載する目標の年数

・10年後の目標を掲げるとともに、5年間の計画を策定することを基本とします。

#### ④策定後のプロセス

・都道府県又は市町村にて策定し、内閣官房及び経済産業省に提出。

※1 都道府県にて策定したプラン及び当該都道府県内の市町村が策定したプランは、都道府県にて取りまとめた上で、都道府県が内閣官房及び経済産業省へ提出することを基本とします。

・内閣官房及び経済産業省にて、要件を確認。

・当該計画を内閣官房HPにて公開。

#### <提出先>

- ・内閣官房地域未来戦略本部事務局 地域未来戦略班 ([kihon.kousou.4f@cas.go.jp](mailto:kihon.kousou.4f@cas.go.jp)) 及び
- ・経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課 ([bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp](mailto:bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp))

#### <「地域産業成長プラン」の公表先>

- ・内閣官房・内閣府の地方創生のHPに掲載予定

#### ⑤提出期間

・随時

※1 ただし、半期に一回程度の間隔でとりまとめを実施します。2026年7月15日（水）までに提出があったものについては、第1弾として取りまとめる予定です。

#### ⑥提出様式

・様式2-1～2-3に必要事項を記載の上、提出ください。

#### ⑦都道府県等が策定する「C. 地場産業成長プラン」の数や上限について

・特段上限を設けていません。なお、「C. 地場産業成長プラン」には、【自治体のコミットメント】等の要件があることから、当該要件を満たすことができる必要がある点に留意ください。

## (2) 「C. 地場産業成長プラン」の概要

「C. 地場産業成長プラン」の検討に当たっては、以下の「①記載項目」及び「②要件」を満たす必要があるため、「地場産業成長プラン」の記載例【別添3】を参考に検討ください。

### ①記載項目

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 地場産業の成長を支援する分野<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 該当する作物・品種等</li><li>(2) 特定の理由</li></ol></li> <li>2. 支援する地域及び推進の核となる事業者<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 特に本プラン遂行の核となる地域</li><li>(2) 本プラン推進の核となる事業者</li><li>(3) 特定の理由</li></ol></li> <li>3. 本プランの遂行に係る現状認識と目指す姿【目標】<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 現状の整理</li><li>(2) 目指すべき目標</li><li>(3) 設定の根拠</li><li>(4) 効果検証</li></ol></li> <li>4. 勝ち筋の特定と定量的なインパクト【道筋】<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 基本戦略</li><li>(2) 取組の具体像</li><li>(3) 地域へのインパクト、目指すべき姿</li></ol></li> <li>5. 取組に向けた課題と〇〇村・〇〇町が行う取組【政策手段】<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 取組に向けた課題</li><li>(2) 講じるべき政策パッケージ</li></ol></li></ol>
--

### ②要件

<ol style="list-style-type: none"><li>① <b>【有望度】</b> 実現する製品・サービスが、明確で市場ニーズを特定しているものか。実現する製品・サービスが、既存製品・サービスと比較して付加価値を高める又は販路拡大が見込まれるものか。</li><li>② <b>【実現可能性】</b> 地元・誘致を問わず、推進の核となる事業者が存在しているのか。</li><li>③ <b>【外部依存性】</b> 特定の者(大企業・フランチャイザー等)に過度に依存する計画となっていないか。</li><li>④ <b>【域内への波及】</b> 域内への波及効果として、域内取引額、売上額、持続可能な労働環境の整備（雇用の創出・賃上げ等）に関する目標値を設定できているか。</li><li>⑤ <b>【自治体のコミットメント】</b> 相談窓口の設置*。知事等としての発表。</li><li>⑥ <b>【EBPMメルクマール】</b> KPIの設定/ステージゲートの設定。 等</li></ol>
--

※ 策定する計画の中で、企業の経営計画の策定やAIを活用した合理化等、伴走支援体制を構築する中で実際に実施する経営支援の分野と、それに対応する人員の確保について、明記いただくことを想定しています。

### ③支援メニュー

- 新たな財政措置の検討
- 交付金支援・ソフト支援対象
  - 例) ・地域未来交付金での優先採択
  - ・特区制度を活用した規制・制度改革
  - ・関係省庁による支援策【別紙4参照】
  - 例) ・高度な経営課題（M&A、海外販路開拓等）に対する専門家派遣支援
  - ・経営人材マッチングを行うレビキャリ事業
  - ・エッセンシャル・サービス（ES）供給の持続性確保に向けた取組への支援
  - ・産業競争力強化法改正による金融支援、商工団体、地域金融機関等によるES供給事業者への支援
  - ・小規模事業者支援法・経営発達支援計画に基づき、自治体及び商工会・商工会議所が行う小規模事業者への支援
  - ・地方における高付加価値な観光地域づくり
  - ・農林水産物・食品の輸出支援プラットフォームの構築

#### (3) 【参考】計画策定後の支援メニューの活用プロセス

- 地域未来交付金（地域未来推進型）においては、「C. 地場産業成長プラン」に位置付けられるなど、特に地域未来戦略に資する事業のみを優先採択します。優先採択適用のためには、都道府県等は、地域未来交付金の申請に当たっては、どの計画に資するのか具体的に記載の上、申請ください。
- 関係省庁の支援策の活用にあたっては、4. の支援体制を通じ、事業者や地方公共団体からの相談に対して、関係府省庁の地方支分部局や各府庁所管の外部機構によるきめ細やかな支援を実施します。
- 特区制度を活用した規制・制度改革については、「戦略産業クラスター」や「地域産業クラスター」の形成や「地場産業支援」に資するもの等に関する「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案」の集中募集を実施し、地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案、また、大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に検討します。また、必要と認められる場合には、国の委託事業（地方創生特区推進事業）を活用し、提案の実現に必要な調査・実証（事例やデータの収集・分析等）を実施します。

#### (4) 【参考】計画策定に対する国の支援体制【別紙1から3まで参照】

「C. 地場産業成長プラン」の策定については、1. (4)と同様です。

#### <問い合わせ先>

##### 1. 本事務連絡について（全般）

内閣官房地域未来戦略本部事務局

矢野、立石、伊藤、西尾、武元、佐藤、阿部、蔵満

メール：[chiikimirai\\_cluster\\_toiawase@cas.go.jp](mailto:chiikimirai_cluster_toiawase@cas.go.jp)

##### 2. 「戦略産業クラスター計画」、 「参考リスト」について

経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課

日野、小西、新美、鎌谷、中川、大野、内海、大山

メール：[bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp](mailto:bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp)